

## 外国籍の方の日本入国について

※2022年8月5日時点の情報となります。

※「特別永住者」に関しましては日本国籍と同じ取り扱いとなります。日本国籍の案内を参照ください。

### 入国制限措置

#### 1. 外国籍の方の新規入国

「水際対策強化に係る新たな措置（29）」※1に基づき、令和4年6月10日以降、下記（1）、（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人について、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合※2、「特段の事情」があるものとして※3、新規入国が原則として認められることとなりました。

（1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3ヶ月以下）の新規入国（3月1日から引き続き実施）

（2）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限り）

（3）長期間の滞在の新規入国（3月1日から引き続き実施）

※査証申請に必要な書類（現在全ての外国籍の方は、再入国の場合を除き、入国前に査証の取得が必要で）受入責任者がオンライン申請で入手した受付済証、及び渡航目的に応じた査証申請書類（詳細は国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請のページをご確認ください）※4

- ※1 「水際対策強化に係る新たな措置（29）」についてはこちら（厚生労働省）
- ※2 外国人新規入国オンライン申請の方法はこちら（厚生労働省）
- ※3 「特段の事情」があるものとして上陸を許可される具体的な事例についてはこちら（法務省）
- ※4 国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請はこちら

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び「外国人の新規入国制限の見直し」（概要）（出入国在留管理庁）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf>

#### 2. 再入国許可を有する外国人の再入国について

現在、「水際対策」上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域のうち、再入国が禁止されている国はありません。

●新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について（外務省）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html#section2](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#section2)

### 検疫（水際対策強化）

#### 1. 入国時検査及び入国後待機期間の見直し

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、本措置に基づく別途の指定に沿って、下記の措置を実施します。

国・地域を「赤」「黄」「青」の3つに区分し、それぞれのリスクに応じた措置を実施する。

#### <国・地域の区分と実施される水際措置>

国・地域の区分		有効なワクチン接種証明書	入国時検査	入国時待機期間	入国後の公共交通機関の利用について
赤	無	実施	—	3日間検疫施設待機（施設検査陰性にて待機解除）	待機解除後使用可能
	有			3日間自宅待機 + 3日目以降の自主検査陰性にて待機解除（検査を受けない場合は5日間待機）	必要最小限のルートに限定して、空港検疫での検査（検体採取）後 24 時間以内までは利用可能
黄	無	—	—	待機なし	利用可能（制限無し）
	有				
青	無	—	—	待機なし	利用可能（制限無し）
	有				

※有効なワクチン接種証明書は日本政府が定めたワクチンを接種している場合に限りです。

(NEW)※7月28日午前0時より

「赤」区分の有効なワクチン接種証明書（ワクチン3回接種者）、及び「黄」区分の有効なワクチン接種証明書（ワクチン3回未接種者）は入国後自宅等で待機を求めめる期間を7日間から5日間に変更となります。

[日本へ入国・帰国する際に適用される具体的な検疫措置はこちらから確認いただけます](#)

[水際対策における国・地域の区分についてはこちら](#)

[日本政府が定めたワクチンについてはこちら](#)

#### 2. 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

[水際対策強化に係る新たな措置（28） | 厚生労働省](#)

[水際対策強化に係る新たな措置（29）のQ&A | 厚生労働省](#)

(NEW) [水際対策強化に係る新たな措置（30） | 厚生労働省](#)

#### 【手続き】必要手続きと必要書類（ファストトラック）

##### 1. 手続き

①ファストトラック（事前登録推奨）

日本に入国する前に、空港検疫で実施している手続の一部を入国者健康居所確認アプリ・WEB(MySOS)を通じて事前に登録することができるサービスです。

7/8より、パソコンなどの端末も含めてファストトラックの申請が可能な「MySOSWeb」も新たに導入されました。

現在、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港より入国の方がご利用可能です。

ファストトラックを利用する場合は、「出国前72時間以内の検査証明書、ワクチン接種証明書等の書類、WEB質問票、誓約書」の検疫手続きを入国前に済ませることが出来ます。

\* 搭乗便到着予定日時の6時間前までにアプリ上での事前申請を完了してください。

[ファストトラックについてはこちら](#)

[ファストトラックご利用マニュアル（My SOSアプリ）](#)

[ファストトラックご利用マニュアル（MySOS Web）](#)

②自宅待機対象でファストトラック利用の事前手続きができなかった方（一部必須）

健康フォローアップのために入国者健康居所確認アプリ（MySOS）を利用できるスマートフォン等の所持が必要となります。

[詳細についてはこちらをご確認ください](#)

##### 2. 書類

①出国前72時間以内の検査証明書【全員必須】

②ワクチン接種証明書【任意】※検疫措置（検査・待機期間）の緩和を希望される方はご用意ください

③質問票【一部必須】※ファストトラックを利用できない方向け

④誓約書【検疫所が確保する宿泊施設または自宅待機対象の方】

[詳細についてはこちらをご確認ください](#)

■ Visit Japan Webについて ■（事前登録必須ではありませんが、事前登録しておく事で到着当日の手続き迅速化が図れます。）

海外からの入国者（海外から帰国する日本人も含む）が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービスです。

[Visit Japan Webサービスについてはこちら](#)

[Visit Japan Web操作説明書](#)

#### 【問い合わせ窓口】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否）

電話：（代表）03-3580-4111（内線2796）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

#### 情報ソース：

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp>

※最新・正確な情報の収集に努めておりますが、全ての情報を網羅している訳ではありません。

※各情報は流動的な為、予告なく変更となる事がございます。

※フライトに搭乗拒否または渡航先で入国拒否された場合も、当社は一切その責任を負いません。